

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月16日 18時08分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 <sup>こゝの</sup> 神島東方沖 神島外港 <sup>こゝのしまそとこゝ</sup> 2号防波堤灯台から真方位033° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 28.3′ 東経133° 31.6′）
事故の概要	遊漁船第七 <sup>まこと</sup> 誠丸は、南南東進中、また、プレジャーボート <sup>こゝしん</sup> 幸進丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第七誠丸、4.7トン 273-11843岡山、個人所有 B プレジャーボート 幸進丸、1.82トン 271-36822岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷等 B 左舷船尾部舷縁に割損、船尾部支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日没時刻：17時29分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客18人を乗せ、法定灯火を表示し、船長Aが操舵区画の椅子に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーをそれぞれ0.5Mレンジで表示させ、笠岡市神島大橋南東方の狭い水路（以下「本件水路」という。）を約27ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。 A船は、船長Aが、笠岡市子 <sup>こどもす</sup> 殿州（標高10m以上）を右に見ながら右転した後、本件水路出口に向かって南南東に針路を定め、船首方を遠方まで見通せるようになったので、船首方の灯火を注視しながら航行を続けていたところ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 A船の釣り客は、全員救命胴衣を着用していたが、船長Aは、操舵区画におり、救命胴衣を着用していなかった。 B船は、航海灯を取り外して無灯火の状態、船長Bが1人で乗り組み、船体中央部に立って舵棒を握って操船に当たり、本件水路を前方に注意を向けて約7knの速力で南進中、A船と衝突した。

	<p>船長Aは、航行中、レーダーをときどき見ていたものの、子殿州北方を東進時に右舷方のB船が同州の陰になり、また、右転後、直ぐに船首方の他船の灯火を確認しようとして注視し、レーダーを見なかったため、無灯火のB船を発見できなかったと、本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本件水路が狭く、前路に注意を向けて航行しており、A船が船尾方から接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Bは、B船で日出時に巻き釣りをする際、テント（以下「本件テント」という。）が受ける風圧が小さくなるよう、本件テントの高さを低くする目的で航海灯の取り外しができるようにしており、本事故当時、航海灯を取り外していた。</p> <p>本事故時、船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南南東進中、船長Aが、約27knの速力のまま船首方の灯火を注視しながら航行を続けたことから、前路に同航する無灯火のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、子殿州北方を東進時に右舷方のB船が同州の陰になったことから、事前にレーダーでB船を発見できずに右転し、南南東進したものと考えられる。</p> <p>B船は、航海灯を取り外して無灯火の状態以南進中、船長Bが、前路に注意を向けたまま航行を続けたことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が南南東進中、B船が無灯火の状態以南進中、船長Aが、約27knの速力のまま船首方の灯火を注視しながら航行を続け、また、船長Bが、前路に注意を向けたまま航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間、目視で発見できない船舶がいることを考慮し、レーダー等の航海計器を常時活用するとともに、安全な速力に減速して十分に注意して航行すること。</li> <li>・ 船長は、夜間航行する際は、法定灯火を表示すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>